

・筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成19年9月28日条例第24号）（抄）

（排出の方法等）

第3条 市長又は一般廃棄物収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して、土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）は、法第6条の規定により定めて公表した本市の一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に従い、分別し、指定袋に入れて所定の場所に排出しなければならない。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（抄）

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項三億円以下の罰金刑

2 前項の規定により第二十五条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）（抄）

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第十四条 法第十六条の二第三号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 五 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について（平成12年9月28日衛環78号）（抄）

（各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長あて厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）

第一二 廃棄物の焼却禁止

- 一 焼却禁止の規定は、これまで行政処分では適切な取締りが困難であった悪質な産業廃棄物処理業者や無許可業者による廃棄物の焼却に対して、これらを罰則の対象とすることにより取締りの実効を上げるためのものであることから、罰則の対象とすることに馴染まないものについて、例外を設けていること。

したがって、焼却禁止の例外とされる廃棄物の焼却についても、処理基準を遵守しない焼却として改善命令、措置命令等の行政処分及び行政指導を行うことは可能であること。

- 二 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却とは、これらの廃棄物の処理基準を遵守して焼却されることをいうものであつて、焼却を行った者に処理基準が適用されるか否かは何ら関係ないものであること。
- 三 他の法令又はこれに基づく処分により行う焼却としては、家畜伝染病予防法(昭和二六年法律第一六六号)に基づく患畜又は擬似患畜の死体の焼却、森林病虫害等防除法(昭和二五年法律第五三号)による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝条又は樹皮の焼却などが考えられること。
- 四 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却としては、河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却などが考えられること。
- 五 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却としては、凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時における木くず等の焼却、道路管理のために剪定した枝条等の焼却などが考えられること。
なお、凍霜害防止のためであっても、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃タイヤの焼却は、これに含まれるものではないこと。
- 六 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却としては、どんと焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却が考えられること。
- 七 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却としては、農業者が行う稲わら等の焼却、林業者が行う伐採した枝条等の焼却、漁業者が行う漁網に付着

した海産物の焼却などが考えられること。

なお、生活環境の保全上著しい支障を生ずる廃ビニールの焼却はこれに含まれるものではないこと。

八 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものとしては、たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却が考えられること。

・**悪臭防止法**（昭和46年6月1日法律第91号）（抄）

（悪臭が生ずる物の焼却の禁止）

第十五条 何人も、住居が集合している地域においては、みだりに、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他の燃焼に伴って悪臭が生ずる物を野外で多量に焼却してはならない。

・**福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例**（平成14年福岡県条例第79号）（抄）

（屋外焼却行為の制限）

第四十条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂その他の規則で定める物を屋外で焼却し、煙又は悪臭を発生させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する焼却行為については、この限りでない。

一 規則で定める構造を有する焼却設備を用いて行う焼却行為

二 公益上又は地域の慣習上行われる焼却行為その他の規則で定める焼却行為

2 知事は、前項の規定に違反して焼却行為が行われていることにより生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該焼却行為を行っている者に対し、当該焼却行為の中止その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 何人も、第一項の規則で定める物以外の物であっても、みだりに屋外において焼却してはならない。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

五 第四十条第二項の規定による命令に違反した者

・**福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則**（平成15年福岡県規則第35号）（抄）

（焼却を禁止する物）

第十九条 条例第四十条第一項の規則で定める物は、次に掲げる物とする。

一 ゴム

二 皮革

三 合成樹脂

四 合成繊維

五 タールピッチ類

六 油脂類（鉱物油及び有機溶剤を含む。）

七 木材

八 布

九 紙

十 その他知事が定める物

（焼却設備の構造）

第二十一条 条例第四十条第一項第二号の規則で定める焼却行為は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な物の焼却
- 二 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な物の焼却
- 三 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な物の焼却
- 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる物の焼却
- 五 製造工程において原料の処理として行われる焼却であって、生活環境保全上の支障を生じないもの
- 六 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる物の焼却であって軽微なもの

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日政令第 300 号）（抄）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 一般廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）

第六条 第十二条第一項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項（第三号イ及び第四号イを除く。）において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

二 産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、次によること。

イ 第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日厚生省令第 35 号）（抄）

（一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造） 令第三条第二号

第一条の七 令第三条第二号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

環境大臣の定める焼却の方法（平成 9 年 8 月 29 日厚生省告示 178 号）（抄）

一 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

二 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D 八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。

三 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成 15 年福岡県規則第 35 号）（抄）

（焼却設備の構造）

第二十条 条例第四十条第一項第一号の規則で定める構造は、次に掲げる設備及び能力を有することにより、煙又は悪臭を発生させない構造とする。

- 一 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- 三 外気と遮断された状態で、定量ずつ物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。